

議事日程（第1日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 議会改革推進に関する事務調査について（議会改革推進委員長報告）
- 第6 同意第2号 教育委員会委員の任命同意について（町長提出）
- 第7 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（町長提出）
- 第8 議案第22号 北方町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第9 議案第23号 北方町義務教育学校の設置に関する条例制定について（町長提出）
- 第10 議案第24号 北方町認定こども園設置条例制定について（町長提出）
- 第11 議案第25号 北方町上水道給水条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第12 議案第26号 物品売買契約の締結について（町長提出）
- 第13 議案第27号 北方町道路線の廃止について（町長提出）
- 第14 議案第28号 北方町道路線の認定について（町長提出）
- 第15 議案第29号 令和4年度北方町一般会計補正予算（第3号）を定めるについて（町長提出）
- 第16 議案第30号 令和4年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めるについて（町長提出）
- 第17 議案第31号 令和4年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めるについて（町長提出）
- 第18 議案第32号 令和4年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めるについて（町長提出）
- 第19 認定第1号 令和3年度北方町一般会計歳入歳出決算の認定について（町長提出）
- 第20 認定第2号 令和3年度北方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（町長提出）
- 第21 認定第3号 令和3年度北方町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（町長提出）
- 第22 認定第4号 令和3年度北方町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（町長提出）
- 第23 認定第5号 令和3年度北方町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について（町長提出）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第23まで

出席議員 (10名)

1番	石井伸弘	2番	神谷巧
3番	村木俊文	4番	松野由文
5番	三浦元嗣	6番	杉本真由美
7番	安藤哲雄	8番	鈴木浩之
9番	安藤浩孝	10番	井野勝巳

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

町長	戸部哲哉	教育長	名取康夫
総務危機管理課長	臼井誠	教育次長兼課長	宮部寿
政策財政課長	浅野浩一	税務課長	木野村和明
住民保険課長	高崎健一	福祉子ども課長	木野村英俊
健康推進課長	鳥本裕子	都市環境課長心得	宮崎資啓
会計室長	横田紀彦	教育委員会 事務局長	郷展子
上下水道課長補佐	竹内敏昭		

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	小島伸也	議会書記	高崎明美
議会書記	石崎啓明		

○議長（鈴木浩之君） 改めまして、どなたもおはようございます。

定刻少し前でございますが、ただいまより始めさせていただきます。

名称はヒンナムノーという台風11号が勢力を保ったまま北上という予報が出ておりますが、この辺りはまだまだ日中は暑さが続いておりますが、朝晩は少しずつ涼しくなり、日ごとに秋を感じることも多くなってきた今日この頃となりました。

7月、8月と猛威を振るった新型コロナウイルス感染症もまだまだ連日感染者が出ており、職場の同僚や近親者が感染することも日常化している状況にあります。勤勉な日本人は、マスクの着用や手指消毒などにはまめに取り組んでいるにもかかわらず、一時は世界で一番の感染者を出す事態となったことに、改めてウイルスの脅威を感じざるを得ませんでした。

また、ロシアによるウクライナへの侵攻も長期化は避けられない状況にあり、毎日負傷されたり亡くなられる方がいるという現実を直視する中で、今、世界全体がそれを日常化している、言い換えれば慣れてきているということが言えると思います。

新型コロナウイルス感染症やロシアのウクライナ侵攻などは、それが始まった当初は皆が関心を持ち、注意喚起をし、行動に移したものが、喉元を過ぎれば他人事になっている状況が見受けられます。今このときにも感染症や戦争で苦しんでいる方が見えるという事実を再確認し、もう一度自分ができることを見詰め直していただきたいと思う次第であります。

また、まだ蒸し暑さが続いております。議場内においての上着の着用は、各位で御判断の上、していただければ結構ですので、よろしく願いをいたします。

ただいまから令和4年第4回北方町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木浩之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、1番 石井伸弘君及び2番 神谷巧君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（鈴木浩之君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月16日までの12日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月16日

までの12日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（鈴木浩之君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局から、例月出納検査の結果、岐阜県町村議会議長会などの報告をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（小島伸也君） 6月定例会以降の報告をさせていただきます。

6月16日、7月20日、8月17日に現金出納事務全般について出納検査が行われ、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計、上水道事業会計、各基金並びに歳入歳出外現金とも、計数上の誤りは認められなかった旨の報告がありました。

次に、定期監査の結果についてであります。

5月25日、令和3年度に執行された委託業務のうち、総務危機管理課、政策財政課、税務課、住民保険課、福祉子ども課の関連するものについて監査を行いました。委託契約関係などについて、疑義のあった事案については担当課より資料を求め、説明を受けました。監査の意見として、毎年行う保守点検等の委託契約について、数年に一度は民間や他市町を調査し、適正な価格で契約をしているか確認されたい。随意契約では、今後もよく積算の内訳を精査することを心がけてもらいたいなどがありましたが、全体としておおむね適正に執行されている旨の報告がありました。

同様に、7月6日の定期監査では、令和3年度に執行された委託業務のうち、健康推進課、上下水道課、都市環境課、教育委員会の関連するものについて監査を行いました。監査の意見として、委託予定業者が提出する見積書について、記すべき内容の基準を決めて提出させることが望ましい。個人に委託している業務については、病気などの突然に業務の遂行が不可能になった場合に備えるべきと考えるなどがありましたが、全体としておおむね適正に執行されている旨の報告がありました。

次に、令和3年度の各会計の決算審査について、6月23日に上水道事業会計を、7月26日、27日に国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計を、8月3日、4日、5日に一般会計決算及び各基金の運用状況審査と財政健全化審査、上水道事業会計・下水道事業特別会計・経営健全化審査が行われました。

次に、岐阜県町村議会議長会についてであります。

8月26日に、理事会及び第2回評議員会がOKBふれあい会館で開催されました。

評議員会では、令和3年度岐阜県町村議会議長会歳入歳出決算の認定について審議されました。歳入合計1,149万5,850円、歳出合計1,050万2,611円、歳入歳出差引残高99万3,239円を令和4年度に繰り越す内容の決算を認定しました。

その他の議題として、第73回岐阜県町村議会議長会定期総会の運営について及び令和5年度国・県予算及び施策に関する要望事項、決議についてなどが協議され、いずれも原案のとおり決

定いたしました。

次に、岐阜県市町村振興協会についてであります。

6月27日に、令和4年度第1回定時評議員会が県民ふれあい会館で行われました。議事では、議案審議として、令和3年度収支決算について、理事の任期満了に伴う選任について、評議員及び監事の辞任に伴う補欠選任についての3議案が審議され、原案のとおり決定いたしました。

続いて、6月30日に、令和4年度東海環状自動車道西回りルート建設促進大会が岐阜県庁議会西棟3階にて行われました。その中で、大会決議として、早期全線開通に向けて、必要な財源や事業費を確保し、強力に事業を推進することなど、全部で7項目が決議されました。

続いて、7月28日に、東海環状自動車道建設促進岐阜県西部協議会、国道21号・22号及び岐阜南部横断ハイウェイ整備促進期成同盟会令和4年度合同総会が岐阜グランドホテルにて行われました。提出された第1号議案から第5号議案まで全てにおいて承認され、その主な内容として、第2号議案では、令和3年度収入支出決算について、収入済額246万4,932円、支出済額60万5,824円、差引き185万9,108円を令和4年度に繰り越すこととされ、第4号議案では、令和4年度予算について、収入支出それぞれ186万円で、前年度比60万5,000円の減となりました。

なお、第5号議案では、要望決議として、東海環状自動車道西回り区間の1日も早い全線開通に向けて、引き続き必要な事業費の確保と事業の強力な推進を図ることなど、全部で7項目が決議されました。

続いて、7月11日に、主要地方道岐阜関ヶ原線道路建設促進期成同盟会令和4年度定期総会がホテルグランヴェール岐山にて行われました。提出された第1号議案から第5号議案まで全てにおいて承認され、その主な内容として、第2号議案では、令和3年度収入支出決算について、収入済額188万318円、支出済額39万613円、差引き149万387円を令和4年度に繰り越すこととされ、第4号議案では、令和4年度予算について、収入支出それぞれ149万円で、前年度比39万1,000円の減となりました。

なお、第5号議案では、要望決議として、新たな財源を創設するとともに、令和5年度道路関係予算において所要額を満額確保することなど、全部で4項目が決議されました。

次に、配付物の関係であります。

中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情、地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望、「75歳以上の医療費窓口負担2割化の中止を求める意見書」に関する陳情書、带状疱疹ワクチンに関する陳情、令和5年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願いの写し、議会改革推進委員会の調査報告書の写しを配付しました。

報告いたしました会議等の資料は事務局に保管してありますので、御覧いただきたいと思いません。

以上、御報告いたします。

○議長（鈴木浩之君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（鈴木浩之君） 日程第4、行政報告を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） 皆さん、おはようございます。

行政報告の前に一言御挨拶を申し上げたいと思います。

本日は、令和4年第4回北方町議会定例会ということで、議員の皆様には何かと御多用の中、御健勝にて御参集をいただきました。誠にありがとうございます。

さて、終息の見えないウクライナ情勢、世界的なインフレリスクの高まりなど、気持ちをふさぐような話題が続いております。反面、初めて行動制限のない夏を迎え、各地でのにぎわいを伝えるニュースが多く届くようになりました。

これまで多くの活動やイベントなど、中止や延期を余儀なくされ、地域の活力が失われつつありました。私といたしましてもいささか懸念を抱いたところではありますが、本町におきましても、8月17日に4年ぶりに盆踊り大会、また先週28日の日曜日には、3年ぶりにKITAGATA清流フェスを再開することができました。とりわけフェスに関しましては、出演者との交渉もあり、早い段階で決定をしなければなりません。その時期がまん延防止等重点措置期間の最中で、キャンセル料の発生も視野に、苦しい決断に迫られたところでもあります。そのかいあって、当日は天候にも恵まれ、開演前から多くの親子連れや若者のグループ、年配の方まで大挙として来場していただき、過去一番の大にぎわいとなりました。来場の皆さんには、魚のつかみ取りやトマト流し、また9組の音楽ライブ、一日を通して楽しんでいただけたと思います。コロナ禍でたまった鬱憤を晴らし、少なからずとも北方の夏を堪能していただけたところでもあります。

また、お手伝いをいただいた高屋自治会の皆さん、岐阜農林、岐阜高専の皆さん、協賛をいただきました多くの企業、担当職員の労に心から感謝を申し上げたいと思います。とにもかくにも、無事に終えられたことに大変喜ばしく、うれしく思っているところでもあります。

とはいいながら、現在の2類感染症の位置づけのまま行動緩和を進めていることは、やはり違和感を覚えざるを得ないところでもあります。県では、独自策として3日より、発生届の簡略化をして事務量を半分程度にし、負担軽減を図ったところではありますが、国においては、感染症の分類や全数把握の見直しにいまだ結論が出ていないわけでもあります。大変もどかしい限りではありますが、いずれにいたしましても、大切なことは、社会、経済の循環とコロナ対策を両立させることでもあります。町におきましては、引き続きワクチン接種、感染対策の啓発など鋭意進めていきますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

それでは、行政報告をさせていただきます。

私からは6件について報告をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

1件目ではありますが、令和3年第2回岐阜県市町村職員退職手当組合議会定例会が過ぐる7月28日、ふれあい会館14階レセプションルームにて開催されました。審議の前に議長選挙が行われ、

仮議長の指名推選によって美濃加茂市市議会議長の渡辺義昌氏が議長に選任されました。続いて、慣例により、議長の指名で坂祝町議会議長の和田雅彦氏が副議長に選任されました。その後、3議案が提案され、審議をいたしましたので、御報告いたします。

1つ目の案件は、認定第1号 令和3年度岐阜県市町村職員退職手当組合歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額は67億4,768万3,296円、歳出総額は63億6,390万2,325円で、歳入歳出差引残額は3億8,378万971円となっており、3億5,000万円を基金に、3,378万971円を翌年度に繰り越すという内容であります。歳入の主なものは、負担金が64億6,988万7,981円で、ほかに財産収入2億2,798万8,081円などとなっております。歳出につきましては、給付費が主で、58億1,138万7,365円となっております。

次の議案第5号 岐阜県市町村職員退職手当組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置のうち、育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等に係る事項の実施時期について、令和4年10月1日の施行が予定されていることに伴い、国家公務員の措置との権衡を踏まえ、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備等を講ずる必要があるため、定めようとするものであります。

次の案件は、現組合長の水野瑞浪市長の任期満了に伴い、組合長の選挙が議題となりました。指名推選により林山県市長が組合長に選任をされたところであります。

以上、全議案とも全会一致で承認されました。

続きまして、2件目の報告事項であります。

岐阜県後期高齢者医療広域連合の定例会が、過ぐる8月17日、岐阜市もえぎの里多目的体育館にて開催されました。議案審議の前に議長選挙が行われ、仮議長の指名推選により岐阜市議会議長の浅野裕司氏が議長に選出され、その後、議案審議に入り、6議案が提案されたところであります。

報第2号は、岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の育児休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定で、妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援するため、国の非常勤職員の休暇制度との均衡を図るため、所要の改正がなされたものであります。

次に、報第3号は、岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定で、新型コロナウイルス感染症による特定の影響を受けた減免対象者の期間延長をするため、所要の改正がなされました。

以上の2議案は、いずれも令和4年4月1日施行期日となっており、地方自治法の規定により、令和4年3月18日に専決処分した旨の報告がありました。

次の報第4号は、令和4年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、コロナ関連費用436万4,000円を追加するもので、令和4年7月1日に専決処分され

ました。

次の議案第8号 令和4年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56億8,207万1,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ2,819億9,541万7,000円とするものであります。主な内訳は、療養給付費市町村負担金等の精算による過年度分の償還金となっております。

続きまして、次の議案第9号は、岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援するため、また、国の非常勤職員の休暇制度との均衡を図るため、改正されるものであります。

続きまして、次の議案第10号は、令和3年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定であります。

まずは一般会計から御報告を申し上げます。

収支につきましては、歳入総額2億5,804万2,000円に対しまして歳出総額が2億3,885万6,000円でありますから、差引残高は1,918万6,000円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計決算につきましては、2,726億5,391万8,000円の収入総額に対して歳出総額が2,603億3,708万2,000円で、実質の収支は123億1,683万6,000円となっております。

以上、全議案につきまして議案どおり承認されました。

続きまして、4件目の行政報告をさせていただきます。

財政の健全化についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項により、本町における令和3年度の実質赤字比率及び連結実質赤字比率について報告をさせていただきたいと存じます。

お手元に配付してあります監査委員による財政健全化審査意見書に記載のとおり、一般会計、特別会計ともに黒字となっておりますので、算定がなされておられません。

なお、健全化判断比率の算定結果であります。実質公債費比率は11.2%で、前年度より0.1ポイント低下をしております。将来負担比率につきましては7.9%となっており、前年度より6.8ポイント改善しております。また、令和3年度決算の審査の結果は、令和2年度決算と同様に、健全化判断比率4指標全てが早期健全化基準に該当しないか大きく下回っていることから、健全な水準となっております。

次に、同法第22条による公営企業の健全化を見る資金不足比率についての報告をさせていただきます。

上水道事業会計及び下水道事業特別会計の資金不足比率は、いずれも資金不足が発生しておりませんので、算定がなされておられません。したがって、経営健全化の基準値以内であることをここに御報告申し上げます。

続きまして、5件目、報告第5号 一般会計継続費精算報告書の提出についてであります。

本継続費につきましては、お手元に配付させていただきました令和3年度北方町一般会計継続

費精算報告書のとおりであります。内容につきましては、款10教育費、項1教育総務費、事業名、北学園東舎・管理棟新築事業として、令和2年度から令和3年度まで2か年にわたり実施したものであります。

内訳は、令和2年度の年割額は、一般財源、特定財源を合わせて4億4,000万円で、支出済額につきましては4億682万円で3,318万円の残となっております。令和3年度の年割額は、一般財源、特定財源合わせて6億6,000万円で、支出済額が6億9,300万円ありますので、3,300万円のマイナスとなっております。したがって、事業費としての残額は18万円あります。

次に、款10教育費、項5社会教育費、事業名、北方南小学校放課後児童クラブ施設新築事業であります。令和2年度から令和3年度までの2か年にわたり実施したもので、令和2年度の年割額は、一般財源、特定財源を合わせまして2,312万円に対して支出済額が1,551万円となっており、761万円の残となっております。令和3年度につきましては、年割額が一般財源、特定財源を合わせて3,468万円で、支出済額が3,102万円となり、366万円の残となっております。したがって、事業費の残額は1,127万円となりましたので、ここに御報告をさせていただきます。

次に、6件目であります。

最後になりますが、報告第6号 下水道事業特別会計継続費精算報告書の提出であります。

本継続費につきましては、お手元に配付させていただいたとおり、令和3年度北方町下水道事業特別会計継続費精算報告書のとおり、款2下水道費、項1公共下水道費、事業名、ふれあい水センター長寿命化事業として、令和2年度から令和3年度までの2か年にわたり実施したものであります。

令和2年度の年割額は、特定財源で7,200万円、令和3年度につきましては、一般財源、特定財源を合わせまして1億1,000万円となっており、合計1億8,200万円あります。支出済額につきましては、令和2年度がゼロ円で7,200万円の残、令和3年度では1億7,789万5,300円で6,789万5,300円の増であります。合わせて410万4,700円の残となりましたので、ここに御報告いたします。以上であります。

○議長（鈴木浩之君） これで行政報告を終わります。

日程第5 議会改革推進に関する事務調査について

○議長（鈴木浩之君） 日程第5、議会改革推進に関する事務調査についてを議題とします。

議会改革推進委員長の報告を求めます。

三浦元嗣君。

○議会改革推進委員長（三浦元嗣君） 議会改革推進委員会より御報告申し上げます。

委員会調査報告書。

1. 議会改革推進に関する事務調査について。

上記調査について、令和4年6月9日に委員会を開催し調査を行ったので、会議規則第73条の規定により次のとおり報告いたします。

1) 決算審査特別委員会について。

昨年初めて行った決算審査特別委員会の反省を踏まえ、精読時にも決算について質問を行って委員会に臨むようにする。

2) 選挙公営について。

令和2年の公職選挙法の改正により、町議会議員選挙において条例を定めることにより選挙公営の拡大が可能になったことを受け、各議員により意見交換を行い、今後も継続して協議する。以上であります。

○議長（鈴木浩之君） 議会改革推進委員長の報告を終わります。

委員長報告のとおり了承することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、委員長報告のとおり了承することに決定しました。

日程第6 同意第2号

○議長（鈴木浩之君） 日程第6、同意第2号 教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、同意第2号 教育委員会委員の任命同意について御説明を申し上げます。

本議案につきましては、本年11月19日に任期満了となる木野村ともみさんの後任として佐野和美さんを教育委員会委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、議会の同意を求めらるるものであります。

佐野和美さんの経歴につきましては、別紙記載のとおりで、長年にわたりPTA活動や子供への支援活動に対しリーダー的に活躍されるとともに、社会人として、また保護者として経験豊かな方でありまして、また、人格、識見にも優れておられ、様々な観点から佐野和美さんを教育委員として任用したいと思います。

なお、任期は、令和4年11月20日から令和8年11月19日までの4年間としております。

佐野和美さんの任命につきまして、御同意をいただけますようよろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木浩之君） これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから同意第2号を採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

日程第7 諮問第1号

○議長（鈴木浩之君） 日程第7、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

現人権擁護委員の鷺見香代子さんが令和4年12月31日をもって任期満了となりますので、引き続き推薦したいと考えますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

鷺見香代子さんの住所、年齢等の経歴につきましては、別紙記載のとおりであります。その経歴が示すとおり、長年教育者として子供たちと接してこられたことや、地域の実情に精通しておられ、その経験は人権擁護委員として誠ふさわしく、また人格、識見とも申し分のない方であります。

なお、任期は、令和5年1月1日から令和7年12月31日までの3年間です。

鷺見香代子さんを引き続き人権擁護委員として推薦したいと思いますので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木浩之君） これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから諮問第1号を採決します。

本件について、議会の意見は適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号について、議会の意見は適任とすることに決定しました。

日程第8 議案第22号から日程第23 認定第5号まで

○議長（鈴木浩之君） 日程第8、議案第22号から日程第23、認定第5号までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、議案第22号から順次説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

まず初めに、議案第22号 北方町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、育児休業の取得回数制限の緩和及び非常勤職員の育児休業取得を柔軟化するため、本条例を制定しようとするものであります。

続きまして、議案第23号であります。

北方町義務教育学校の設置に関する条例制定についてであります。

北方小学校、北方西小学校、北方南小学校及び北方中学校の全4校を義務教育学校2校に再編するため、本条例を制定しようとするものであります。

続きまして、議案第24号 北方町認定こども園設置条例制定についてであります。

町立幼稚園を廃止し、教育、保育のどちらにも対応した幼保連携型認定こども園を設置するため、本条例を制定しようとするものであります。

続きまして、議案第25号 北方町上水道給水条例の一部を改正する条例制定についてであります。

本町の水道事業に係る不適切行為に対する罰則を規定することによって適正に事業を推進するため、本条例を制定しようとするものであります。

続きまして、議案第26号 物品売買契約の締結についてであります。

南学園の学校用図書を購入するため、売買契約を締結したいと思っておりますので、地方自治法第96条第1項第8号及び北方町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決をお願いするものであります。

契約の目的は、南学園開校のため必要な後期課程の生徒用の図書8,335冊を整備するため、購入するものであります。契約の方法は、指名競争入札を採用いたしました。その結果、契約の金額は1,376万6,886円となりました。契約の相手方につきましては、東京都文京区大塚3丁目1番1号、株式会社図書館流通センター、代表取締役 谷一文子と契約を行おうとするものであります。

続きまして、議案第27号 北方町道路線の廃止についてであります。

道路台帳と実際の利用状況との差異を是正するため、町道60号線、起点、北方町大字北方字糸貫川通り3228番地の4、終点、北方町長谷川西1丁目21番を道路法第10条第3項の規定に基づき、廃止しようとするものであります。

続きまして、議案第28号 北方町道路線の認定についてであります。

道路台帳と実際の利用状況との差異を是正するため、町道60号線、起点、北方町大字北方字糸貫川通り3228番地の4、終点、北方町長谷川西1丁目21番、及び町道540号線、起点、北方町平成6丁目26番、終点、北方町平成6丁目28番、及び町道541号線、北方町芝原西町1丁目60番地先地内、以上の3路線を道路法第8条第2項の規定に基づき、認定しようとするものであります。

続きまして、議案第29号 令和4年度北方町一般会計補正予算（第3号）を定めるについてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,877万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ73億7,109万7,000円とするものであります。

なお、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、補正予算書の第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。また、地方債の変更につきましては、補正予算書の第2表地方債補正に記入したとおりであります。

主な歳入を申し上げます。

地方交付税では、普通交付税額が決定したことで、当初予算額14億6,000万円に対して2,601万9,000円の増額となり、14億8,601万9,000円といたしました。ほかに、一般寄附金150万円を増額して2,150万2,000円に、繰越金1億5,686万5,000円を増額して2億6,151万2,000円にいたします。町債では、臨時財政対策債を1,921万3,000円減額し、社会福祉施設整備事業債2,470万円を新たに組み入れたことにより、548万7,000円の増額、1億1,488万7,000円といたしました。

次に、主な歳出であります。総務費では、KITAGATA清流フェス負担金150万円を増額して14億1,862万8,000円に、民生費では、社会福祉費及び児童福祉費の国・県補助金過年度分返還金及び高齢者ふれあい健康センター改修費増額分671万円などで7,972万3,000円を増額し、25億4,760万1,000円にいたしました。商工費では、広域交流拠点交差点等の整備事業費で4,150万円を増額して3億9,319万5,000円といたしました。土木費では、下水道事業特別会計への繰り出し等で679万2,000円を増額いたしました。また、職員の手当等人件費の関係で、計1,099万円を増額しております。

続きまして、議案第30号 令和4年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めるについてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,219万4,000円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億3,378万円とするものであります。

主な歳入につきましては、療養給付費交付金の繰越金1,156万9,000円であります。

主な歳出につきましては、過年度保険給付費等交付金の償還金1,169万3,000円であります。

続きまして、議案第31号 令和4年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めるについてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85万2,000円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,850万9,000円とするものであります。この補正は、岐阜県後期高齢者医療広域連合から保健事業費負担金の令和3年度分の精算金を一旦受け入れて、その同額を過年度保健事業費負担金として北方町の一般会計に償還するものであります。

続きまして、議案第32号 令和4年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めるについてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,576万3,000円を追加して、歳入歳出予算の総額をそ

それぞれ7億1,168万6,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰入金665万5,000円、繰越金1,460万8,000円、下水道事業債450万円であります。

主な歳出につきましては、処理場の光熱水費の2,450万円であります。また、公債費323万7,000円を一般財源から下水道事業債に財源の変更をいたしました。

また、繰越明許費につきましては、第2表繰越明許費に、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正を、地方債の変更につきましては、第4表地方債補正によるものといたします。

続きまして、認定第1号 令和3年度北方町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和3年度北方町一般会計歳入歳出決算収支につきましては、歳入総額99億8,295万5,113円に対しまして、歳出総額は90億483万95円で、その差引額は9億7,812万5,018円となっております。

なお、実質収支額は、歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源4億1,374万3,026円を控除した額、5億6,438万1,992円であります。

次に、財政分析の主な指標であります。経常収支比率は77.9%で、前年度から8.2ポイント低くなりました。これは、分母となる経常一般財源収入額のうち、前年度と比較して、地方税が6,995万円、地方消費税交付金が3,580万円、地方交付税が2億6,918万6,000円の増となり、分子である経常経費充当一般財源が2,536万9,000円の増となったことで、分母が膨れ上がったことによるものであります。そのため、前年度と比較して大幅に改善された数字となりました。

財政力指数3か年平均でありますけれども、0.603で、前年度の0.619より0.016ポイント低くなっております。また、公債費負担比率は11.5%で、前年度の10.0%より1.5%高くなっております。

続きまして、認定第2号 令和3年度北方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和3年度の国民健康保険の被保険者は、28世帯減の2,461世帯3,985人で、39人の減となっております。1人当たりの平均課税額は11万5,186円であります。また、年間受診件数は7万1,797件で、費用額は15億1,917万1,000円となり、11.6%の増となっております。1人当たりの費用額は38万363円、12.4%の増であります。

収支の状況につきましては、保険税が前年度に比べて75万7,000円減の3億9,348万円となりましたが、県支出金が1億4,022万7,000円の増となったため、収支状況では、歳入総額で前年度より1億6,474万円増の21億9,960万1,000円となっております。

歳出では、療養諸費11.9%の増、高額療養費が18.7%の増となり、出産育児諸費では15%の減となっております。また、国民健康保険事業費納付金では、医療給付費、また後期高齢者支援金、介護納付金、保険事業費が増額となっており、歳出総額は前年度に比べて1億6,805万7,000円、9.9%の増となっております。

その結果、歳入歳出の差引額は3億4,084万9,000円となり、実質収支額も同額となっております。したがって、全額を翌年度に繰り越すこととしております。

続きまして、認定第3号 令和3年度北方町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和3年度北方町後期高齢者医療特別会計歳入歳出の決算収支につきましては、歳入総額2億3,663万3,000円に対しまして、歳出総額は2億3,056万2,000円となっております。

歳入では、予算現額に比べ74万6,000円の増となりました。その要因は、後期高齢者医療保険料が310万6,000円の増となったことによります。

歳出では、予算現額に対しまして532万5,000円の残となっておりますが、この要因は、後期高齢者医療広域連合納付金、保健事業費の残によるものであります。

その結果、歳入歳出差引額は607万1,000円で、実質収支額も同額となっておりますので、全額を翌年度に繰り越すことといたしております。

続きまして、認定第4号 令和3年度北方町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和3年度北方町下水道事業特別会計の歳入歳出決算につきましては、歳入総額が9億2,572万6,000円に対して、歳出総額は8億7,528万8,000円で、その差引額5,043万8,000円となっております。

実質収支額も同額でありますので、全額を翌年度に繰り越すことといたしております。

また、3年度末の水洗化人口は1万5,987人で、前年度に比べて220人、1.4%の増、水洗化率は86.3%、下水道の利用件数は6,591件となっており、前年より83件増となっております。

また、年度末の借入金残額は21億9,791万8,000円となっております。

続きまして、認定第5号 令和3年度北方町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

令和3年度北方町上水道事業会計利益の処分及び決算につきましては、収益的収入及び支出の項目中、収入の水道事業収益は1億6,333万3,748円で、前年度より3,808万6,097円、30.4%増加をしております。対しまして、支出の水道事業費用は1億1,967万9,253円で、537万6,396円、4.7%増加しております。

一方、資本的収入及び支出項目では、収入の資本的収入総額が924万円に対し、支出の資本的支出の総額が5,931万384円となっております。その不足額5,007万384円につきましては、当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税・地方消費税資本的収支調整額及び建設改良積立金より全額補填されております。

次に、損益計算書につきましては、本年度における収益は1億7,404万5,414円で、前年度より504万5,174円、3.0%の増額となりました。これに対しまして、費用は1億2,233万5,247円で、2.1%、262万円の増となっております。その結果、当期純利益は、前年度と比較いたしまして242万9,504円、4.9%増額の5,171万167円となっております。したがって、前年度の繰越利益剰余金4億4,091万1,080円に対しまして、未処分利益は7,581万5,444円でありますから、今年度の未処分利益剰余金5億1,672万6,524円となっております。

なお、剰余金の処分案は決算書の4ページに記載のとおりで、建設改良積立金2,000万円、減債積立金200万円を処分しておりますので、繰越利益剰余金は4億9,472万6,524円、企業債期末残高が3,893万9,532円となっております。併せて御承認いただきますようよろしくお願いをいたしたいと思います。

以上、御説明をいたしました。よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○議長（鈴木浩之君） 提案理由の説明が終わりました。

これらの案件については、本日はこれまでとし、休会中に議案調査を行うことにします。
休憩します。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時25分

○議長（鈴木浩之君） 再開します。

町長より訂正があります。

○町長（戸部哲哉君） 下水の報告で実質収支額の部分ですけれど、翌年度に繰り越すべき財源1,893万2,000円を控除した額3,150万6,000円ですので、この部分の訂正をさせていただきます。
よろしく御理解をお願いします。

○議長（鈴木浩之君） 今、町長より訂正がございましたので、訂正として議事録に入れさせていただきます。

○議長（鈴木浩之君） お諮りします。議案調査のため、明日9月6日から7日までの2日間を休会することとし、本日はこれで散会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、明日9月6日から7日までの2日間を休会することとし、本日はこれで散会することに決定しました。

第2日は、8日午前9時30分から本会議を開くことにします。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会 午前10時26分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

令和4年9月5日

議 長 鈴木 浩 之

署 名 議 員 石 井 伸 弘

署 名 議 員 神 谷 巧

